



# 挑戦する企業を応援します！

VERY  
GOOD  
LOCAL  
とちぎ

## 「経営革新計画」を作成してみませんか！？

### ポイント①「経営革新」とは？

**経営革新**とは、新商品の開発・生産、新サービスの開発・提供、新たな生産・販売の方式の導入、技術に関する研究開発等の**新事業活動**を行い、**経営力の向上**を図ることをいいます。

この新事業活動を**客観的な事業計画**として示したものが「**経営革新計画**」です。

栃木県では、挑戦する中小企業の皆様を支援するため、「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業の皆様が作成する「経営革新計画」を承認しています。



### ポイント②「経営革新計画」作成・承認のメリットは？

#### ☑ 経営目標の明確化、計画経営への転換

3年～5年の事業計画（研究開発期間を含めると3～8年の計画）を作成することで、会社として「やるべきこと」が具体化され、経営目標が明確になります。また、計画作成の過程で市場や自社の強み・弱みを分析することにより、自社の経営課題を再確認することができます。

#### ☑ 社内の意識向上、後継者育成

経営者やその後継者が今後の事業構想を計画書として「見える化」することで、経営目標が社内で共有でき、目標達成への組織体制の実現が期待できます。

#### ☑ 信用力の向上、公的支援措置の活用

会社の業績、将来性、事業内容を明示することで、金融機関や取引先からの信用力の向上が期待されます。

また、承認を得ることで、様々な公的支援措置を活用することが可能となります。

実際の承認企業の声

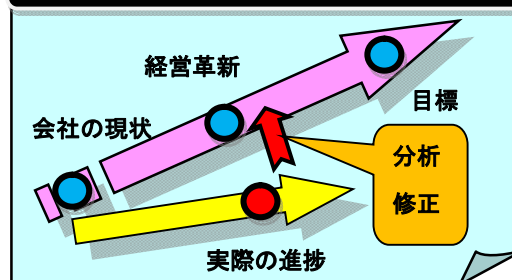
知名度・信用力が  
向上した。

社内の意識が向上  
した。

計画の立案方法が分かり、中長期計  
画の策定が可能となった。



経営革新計画による新事業活動のイメージ



申請要件・手続き・公的支援措置・問い合わせ先は裏面を御覧ください。

## 「経営革新計画」の承認申請要件

中小企業者等  
であること

- ・直近1年間を超える事業実績がある中小企業、個人、組合等で、
- ・栃木県内に登記簿上の本社があること（個人の場合は住所）

※社会福祉法人、医療法人、学校法人、NPO法人等は申請対象となりません。

「新事業活動」  
に該当すること

- ・新商品の開発又は生産
- ・新役務の開発又は提供
- ・商品の新たな生産又は販売方式の導入
- ・役務の新たな提供の方式の導入
- ・技術に関する研究開発及びその成果の利用
- ・その他の新たな事業活動

一定以上の経営の向上を目標とすること

- ・計画終了時において、直近期末と比べて、下表に掲げる数値を超える伸び率を設定。

計画期間	「付加価値額(※)または、「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
3年計画	9%以上	4.5%以上
4年計画	12%以上	6%以上
5年計画	15%以上	7.5%以上

※付加価値額＝

営業利益＋人件費＋減価償却額

## 「経営革新計画」の承認手続き

手順①

- ・事前相談 県の窓口や商工会・商工会議所などの支援機関へ御相談ください。

手順②

- ・計画書作成 自社の現状・課題などを分析のうえ、新たな取組の内容をまとめます。

手順③

- ・申請・承認 県における現地調査・審査を経て、承認となります。

申請書の様式や記入例などは県が作成した『「経営革新計画」活用の手引き』に掲載しており、県ホームページからダウンロードできます。

栃木県 経営革新計画 検索



承認証書の例

## 「経営革新計画」承認企業への公的支援

以下のような支援措置が各機関から用意されています。※詳細は「手引き」を御覧ください。

- ◆融資・保証の優遇措置：栃木県制度融資（新事業開拓支援資金）、政府系金融機関による低金利融資
- ◆補助金・投資の支援措置：県ものづくり技術強化補助金、起業支援ファンドからの投資
- ◆販路開拓の支援措置：販路開拓コーディネート事業
- ◆その他の優遇措置：フォローアップアドバイザー派遣事業、特許関係料金減免制度 …etc.

※計画の承認は支援措置を保証するものではなく、計画の承認とは別に、それぞれの支援機関における審査があります。

【問い合わせ先】 栃木県産業労働観光部経営支援課 商業活性化担当 TEL: 028-623-3176

E-mail: syougyou@pref.tochigi.lg.jp

URL: <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/work/kyoka/shigoto/1243319474682.html>